

栃木県警察内部通報対応要綱の制定について（例規通達）

（平成30年10月16日）

（栃監第2号）

改正

栃木県警察における内部通報への対応については、「栃木県警察内部通報処理要綱の制定について」（平成19年1月31日付け栃監第20号例規通達。以下「旧例規通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、旧例規通達の全部を改正して別添「栃木県警察内部通報対応要綱」を制定し、平成30年10月16日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

栃木県警察内部通報対応要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）（平成29年7月31日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、栃木県警察において、内部通報又は内部通報に関連する相談（以下「内部通報等」という。）を適切に取り扱うため、栃木県警察が取り組むべき基本的事項を定めることにより、内部通報等をした者の保護を図るとともに、栃木県警察の法令遵守を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

1 内部通報

この要綱において「内部通報」とは、栃木県警察の職員（以下「職員」という。）又は栃木県警察の取引先の労働者若しくは役員、これらに該当する立場にあった者その他栃木県警察の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（以下「職員等」という。）が、栃木県警察（栃木県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為又はその疑いのある事実を栃木県警察に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的による通報は除く。

2 内部通報・相談窓口

この要綱において「内部通報・相談窓口」とは、内部通報を受理し、及び内部通報に関連する相談（匿名又は仮名の職員等からのものを含む。以下同じ。）を受け付けるために栃木県警察に置かれた窓口をいう。

第3 内部通報・相談窓口の場所等

1 内部通報・相談窓口の場所

警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）の下に、内部通報・相談窓口を

置く。

2 内部通報等の受付

内部通報・相談窓口は、内部通報等を専用電話又は専用メールアドレスにおいて受け付けるほか、口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）により受け付ける。

3 内部通報・相談窓口への連絡

内部通報・相談窓口の事務に従事する職員（以下「窓口担当職員」という。）以外の職員は、内部通報等を受けたときは、遅滞なく、内部通報・相談窓口への連絡その他適切な措置を講じる。

4 秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除

(1) 内部通報等への対応に関与した職員（内部通報等への対応に付随する職務等を通じて、内部通報等に関する秘密を知り得た職員を含む。以下同じ。）は、内部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(2) 内部通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報（栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(3) 職員は、自らが関係する内部通報等への対応に関与してはならない。

(4) 首席監察官は、内部通報等への対応の各段階において、内部通報等への対応に関与する職員が当該内部通報等に係る事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認する。

第4 内部通報への対応の手順

1 内部通報の受理等

(1) 首席監察官は、通報があったときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき内部通報に該当するか否かを判断しなければならず、正当な理由なく、通報の受付又は内部通報の受理を拒んではならない。

(2) 首席監察官は、電子メール又は書面の送付によって通報がなされた場合には、速やかに当該通報をした職員等に対して当該通報を受け付けた旨を通知するよう努める。

(3) 首席監察官は、職員等から受け付けた通報が内部通報に該当すると認められるときは、当該通報をした職員等に対し、遅滞なく、当該通報を内部通報として受理した旨を通知しなければならない。この場合において、首席監察官は、当該内部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、当該内部通報をした職員等の氏名及び連絡先（匿名による内部通報の場合を除く。）、当該内部通報の内容となる事実等を把握するとともに、当該内部通報をした職員等に対し、当該内部通報をした職員等に対する不利益な取扱いはないこと、当該内部通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、内部通報の受理後の手続の流れ等を説明する。ただし、内部通報をした職員等が説明を望まない場合、匿名による内部通報であるため当該内部通報をした職員等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（(2)、(4)及び(5)、2(1)及び(4)並びに3(2)に規定する通知においても同様とする。）。

- (4) 首席監察官は、職員等から受け付けた通報が内部通報に該当しないと認められるときは、当該通報をした職員等に対し、遅滞なく、当該通報を内部通報として受理しない旨及びその理由を通知しなければならない。
- (5) 首席監察官は、内部通報を受理したときは、当該内部通報をした職員等に対し、遅滞なく、当該内部通報を受理してからその対応を終えるまでに必要と見込まれる期間を通知するよう努める。

2 調査の実施等

- (1) 首席監察官は、内部通報をした職員等に対し、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉等の保護に支障がある場合を除き、遅滞なく、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を通知しなければならない。
- (2) 首席監察官は、調査の実施に当たっては、内部通報をした職員等が特定されないよう、当該内部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- (3) 首席監察官は、調査の方法、内容、進捗状況等を適宜確認するなどして、調査の適正性を確保するとともに、その進捗を適切に管理する。
- (4) 首席監察官は、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉等の保護に支障がある場合を除き、内部通報をした職員等に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく、これを通知する。

3 是正措置等の実施等

- (1) 首席監察官は、調査の結果、法令違反行為等の事実が明らかになったときは、当該行為等をした職員が所属する部署その他内部通報への対応に係る部署に対し、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じさせ、遅滞なく、その内容を報告させる。

また、警察本部長（以下「本部長」という。）その他の職員は、必要があるときは、当該行為等に係る関係者の処分を行う。

- (2) 首席監察官は、内部通報をした職員等に対し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく、是正措置等の内容を通知する。

第5 栃木県公安委員会への報告

首席監察官は、栃木県公安委員会に対し、遅滞なく、内部通報の内容、調査結果及び是正措置等の内容を報告する。

第6 内部通報等をした職員等の保護

1 不利益な取扱いの禁止等

- (1) 首席監察官及び窓口担当職員は、内部通報等をした職員等の個人情報を首席監察官及び窓口担当職員以外の者に対し、提供してはならない。ただし、首席監察官が、内部通報等への対応に必要があると認め、かつ、内部通報等をした職員等の同意がある場合は、この限りでない。
- (2) 職員は、内部通報等をした職員等に対し、当該内部通報等をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。以下同じ。）

をしてはならない。

(3) 本部長その他の職員は、内部通報等をした職員等に対し、当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを行った職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講じる。当該内部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

2 内部通報等をした職員等のフォローアップ

首席監察官は、内部通報等への対応を終えた後、当該内部通報等をしたことを理由として当該内部通報等をした職員等に対する不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、当該内部通報等をした職員等の保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、当該内部通報等をした職員等を救済するための適切な措置を講じる。

第7 意見又は苦情への対応

首席監察官は、内部通報等をした職員等から当該内部通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

第8 是正措置等の実効性評価

首席監察官は、内部通報等への対応を終えた後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。

第9 関係事項の公表等

1 関係事項の公表

首席監察官は、内部通報等に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉等の保護に支障のない範囲において、必要に応じ、栃木県警察における内部通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を公表するものとし、その運用状況の概要を職員に周知するよう努める。

2 運用状況の評価及び改善

首席監察官は、内部通報等への対応の仕組みの運用状況について、必要に応じ、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて評価及び点検を行うとともに、他の行政機関及び事業者による先進的な取組事例等を参考にした上で、当該仕組みを継続的に改善するよう努める。

第10 その他

1 関連資料の管理

関係部署の所属長は、栃木県警察文書取扱規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第23号）に基づき、内部通報等に関する秘密保持及び個人情報保護に留意して、内部通報等への対応に係る資料を適切に管理しなければならない。

2 上司への内部通報

内部通報を受けた職員が当該内部通報をした職員の上司である場合、当該内部通報を受けた職員は、自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、遅滞なく、当該内部通報を受けた職員の上司への報告、内部通報・相談窓口への通報その他適切な措置を講じる。

なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある職員であることを要しない。

3 職員等以外の者からの情報提供の取扱い

- (1) 窓口担当職員以外の職員は、職員等以外の者から内部通報に関連する情報提供を受けたときは、遅滞なく、内部通報・相談窓口への連絡その他適切な措置を講じる。
- (2) 首席監察官は、内部通報に関連する情報提供を受けたときは、第4の2(2)及び3(1)に準じ、適切に対応する。

4 協力義務

- (1) 職員は、正当な理由がある場合を除き、内部通報及び内部通報に関連する情報提供に関する調査に誠実に協力する。
- (2) 栃木県警察は、行政機関その他公の機関から内部通報及び内部通報に関連する情報提供に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。